

令和4年7月14日

就労移行支援事業所各位

岐阜市消費生活課長兼消費生活センター長

障がい者の方への消費者被害防止のための啓発講座について（依頼）

平素より、岐阜市消費生活センターの障がい者に対する消費者教育についての取り組みに、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することを目的とする消費者教育推進法に従い、岐阜市消費生活センターにおいても、様々な教育機関と連携して、その責務を邁進しております。

また、平成28年度からは、岐阜市消費者教育推進計画に従い、様々な年代、様々な場、様々な手法にて、計画的に効果的な消費者教育を推進しています。

近年の岐阜市消費生活センターの相談者をみますと、障がい者の方の相談は高止まり傾向にあり、被害内容も年々巧妙化しています。事業所に通っておられる皆さんの大事な財産を守るためにも、消費者教育は、喫緊の課題となっていますので、是非とも岐阜市消費生活センターをご活用ください。出前講座のお申し込みをお待ちしております。



講座の様子

連絡先

〒500-8701 岐阜市司町40-1 岐阜市役所2階
岐阜市消費生活センター

担当：佐藤、稗田、花井（消費生活相談員）

TEL : 058-214-2680（直通）

058-214-2666（相談専用）

FAX : 058-214-2580

電子メール：s-seikatsu@city.gifu.gifu.jp